

栃木県建築行政マネジメント計画(第四期計画)(概要)

第四期計画の策定のポイント

- 第三期計画の内容を継承しつつ、建築行政を取り巻く社会情勢等の変化等を踏まえた必要な見直しを行い、建築物の安全性の確保に向けた取組を明確化し、関係機関・団体と連携を図りながら、各種施策を着実に推進

<計画期間>

令和7年度から令和12年度

<策定主体>

栃木県建築行政連絡協議会特定行政庁専門部会 ※策定主体を特定行政庁から変更

<推進体制>

- ・関係機関・団体等との連携強化
- ・栃木県建築行政連絡協議会特定行政庁専門部会を活用し、必要な取組を検討

【施策に反映させる新たな課題】

- ①令和4年の建築基準法の改正への対応
- ②建築行政のデジタル化への対応
- ③近年発生した事故等への対応
- ④建築行政の担い手不足への対応

取り組むべき施策

※下線部は改訂により追加した施策

1 建築物の建築に対する取組

- (1) **迅速かつ適確な建築確認審査の徹底**
 - ・建築基準法関係例規事例集等の公表
 - ・設計者向け講習会の実施等による設計者のスキルアップ支援 等
- (2) **中間検査・完了検査の徹底**
 - ・建築主への受検案内の交付による周知徹底
 - ・新2号建築物に係る完了検査の実施方法等の周知 等
- (3) **工事監理業務の適正化とその徹底**
 - ・工事監理状況報告書を活用した工事管理業務の確認徹底 等
- (4) **建築確認申請等の電子化の推進**
 - ・建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討
 - ・建築審査報告の電子化の推進 等
- (5) **指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底**
 - ・指定確認検査機関等の指導・監督や処分 of 徹底
 - ・不適当な行為等を把握した場合の指定権者への情報提供 等
- (6) **建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底**
 - ・建築士事務所への立入検査の実施
 - ・建築士法違反の可能性がある場合の登録権者への情報提供 等
- (7) **違反建築物等対策の徹底**
 - ・関係機関等との情報共有や合同立入調査の実施
 - ・違反建築物是正指導計画の策定による計画的な是正指導 等

2 既存建築物に対する取組

- (1) **定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保**
 - ・定期報告制度の周知徹底
 - ・定期報告率の低い建築物に関連する団体等に対する制度周知 等
- (2) **建築物に係るアスベスト対策の推進**
 - ・アスベスト対策の周知徹底 等
- (3) **既存建築ストックの水準向上と有効活用**
 - ・新2号建築物の大規模の修繕等に係る建築確認制度の周知 等
- (4) **事故発生時における迅速かつ適確な対応**
 - ・類似施設への緊急点検等の実施 等
- (5) **自然災害発生時における迅速かつ適確な対応**
 - ・応急危険度判定資格者の確保、技術等の維持向上 等

3 効果的な施策実現に向けた取組

- (1) **消費者への情報提供・普及啓発**
 - ・HPやリーフレットによる各種制度の情報発信 等
- (2) **内部組織の執行体制**
 - ・資格取得に必要な支援による建築主事の確保 等
- (3) **関係機関・団体との連携による執行体制**
 - ・施策に応じた関係機関・団体との協力関係を構築 等
- (4) **データベースの整備・活用**
 - ・未公開の指定道路図のデータ化・公開方法の検討 等